

名古屋市告示第529号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 7年10月22日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
山田医院	名古屋市北区菟野通 2丁目10番地	令和 7年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課